

脇門石牆の整備について

1. 脇門石牆の整備方針
2. 相方積みの加工について
3. モルタル補修箇所の取り扱いについて
4. 解体範囲の一部変更について
 - (1) 管防護工の追加
 - (2) 変状箇所の確認に伴う追加
 - (3) 県道側のすりつけ処理について

1. 脇門石牆の整備方針

再掲_令和4年度第2回検討委員会資料_一部更新

脇門石牆の整備方針

- 現存する石牆は往時の姿を残すものであり、それ自体に価値がある。しかし、崩落の危険性があることから、**文化財相当の整備**設計を行う。
- 欠損・崩落箇所を修復するほか、後世に積み直しされたと推定される、積み方が異なる箇所（布積み・野面積み）についても解体し、相方積みで積み直す。
- 解体範囲は、最小限の範囲とする。

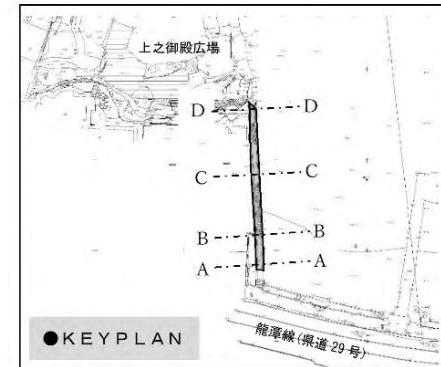
【修復方針】

- 修復の際は、残存する石積の積方を踏襲する。すでに崩壊している箇所については、周辺の石積の状況や既往資料等を参考に決定する。
- 解体した石材を修復する際には、解体前と同じ位置に積むことを原則とする。なお、既に崩落した箇所の修復にあたっては、周辺の石積の状況や既往資料等を参考に決定する。
- 天端高が一定していない箇所や天端高が不明な箇所の修復にあたっては、残存する健全な石牆天端高を基本高として修復する。
- 石積の倒れが見られる箇所や、すでに石積が崩落している箇所については、残存する健全な石積勾配を参考に修復する。
- 解体・修復の際に用いる古材は、石材の変状が崩落の誘因とならないよう、使用の可否を検討のうえ決定する。
- 修復は、現存する古材(琉球石灰岩)を用いる事を原則とするが、古材が不足している箇所、もしくは古材の亀裂や風化が著しい箇所は、新材(琉球石灰岩)を用いて修復を行う。
- 残存石積と修復した石積との間には、違いが判るよう鉛板などで表示を行う。

2. 相方積みへの加工について

整備方針に基づき、修復工事では、積み方が異なる雑石積みや布積み箇所は、相方積みへ修復する方針であるが、加工の程度は、**近接する相方積み（布積みに近い相方積）を踏襲**する。

① 石牆内側(解体修復範囲)
龍潭線



石牆内側-2

積み方の参考となる
相方積み箇所

※修復にあたり近接する相方積みを踏襲して加工

上之御殿広場



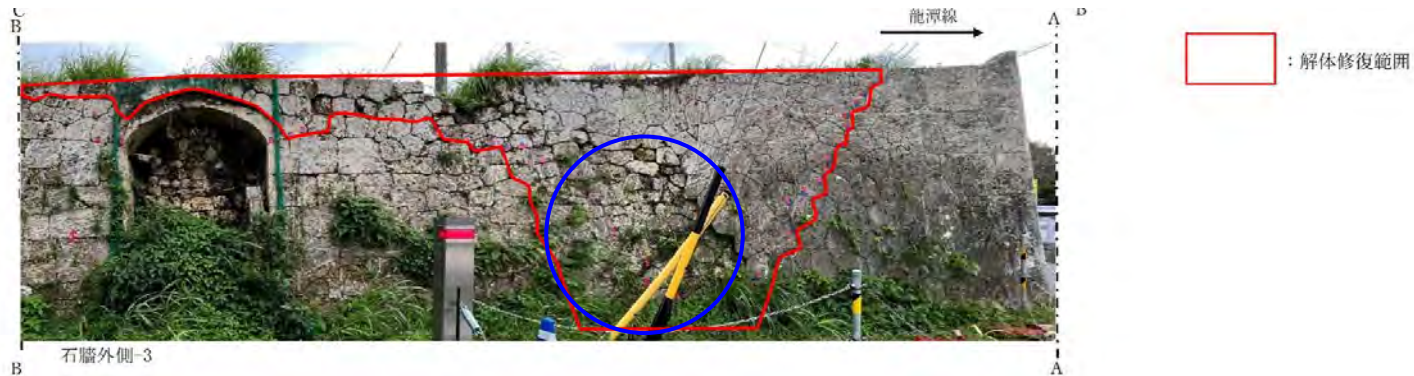
石牆内側-3

積み直しを行う
布積みの箇所

□ : 解体修復範囲

3. モルタル補修箇所の取り扱いについて

モルタル補修箇所は、解体修復後、**モルタル無しで復旧**を行う。



モルタル補修箇所の状況写真

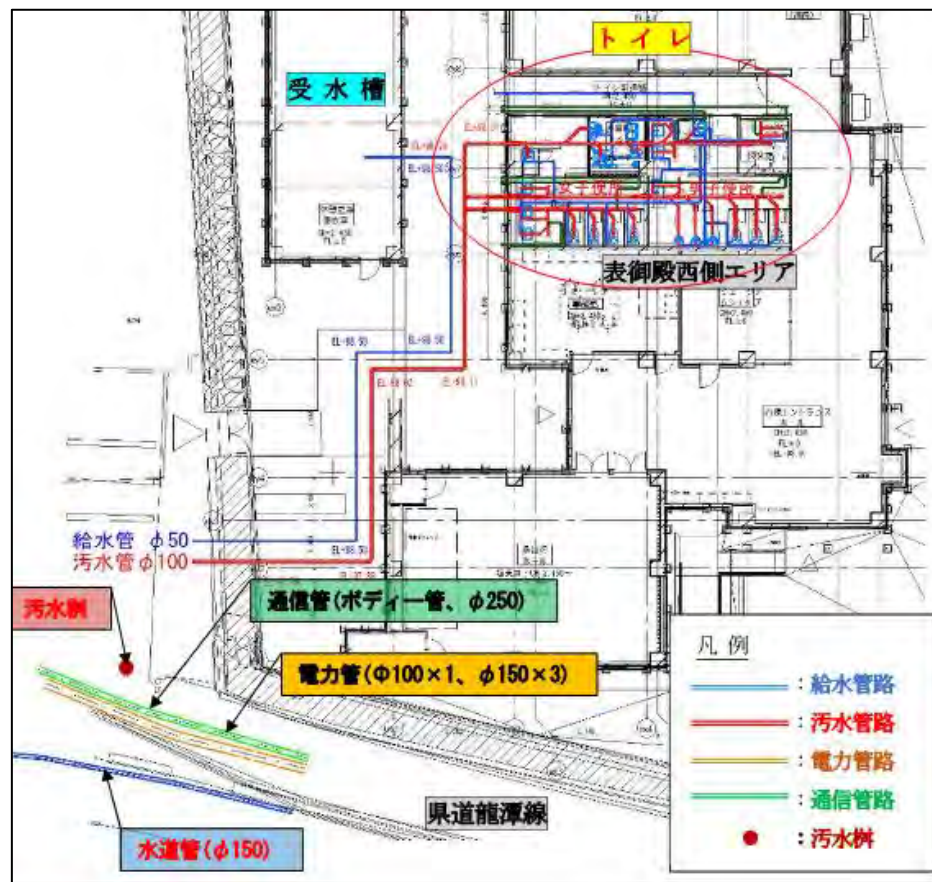
4. 解体範囲の一部変更について

(1) 管路防護工の追加

- ・中城御殿の各建物で使用する給水、消火ポンプ室への給水、表御殿（西棟）のトイレからの汚水管については、西側石牆を横断させる必要があるため、石牆修復工事に併せて管路を構築しておく必要がある。
- ・管路構築に伴い、管路防護工を追加するため、解体範囲の一部を増とする変更を行う。
- ・管路防護工は、石積（根石）遺構を毀損しない高さで実施する。



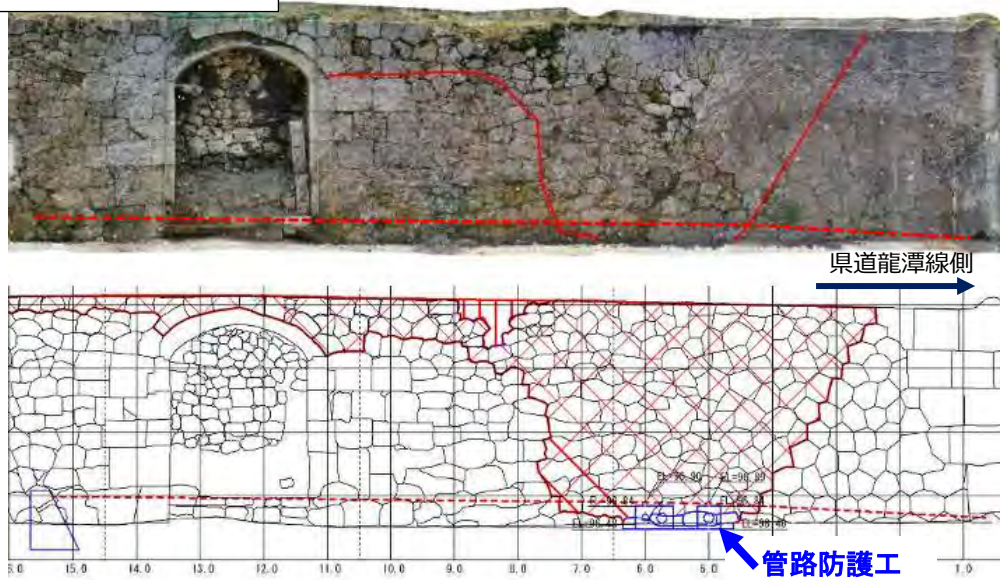
スプリンクラー設備計画平面図



給水管、汚水管計画平面図

4. 解体範囲の一部変更について

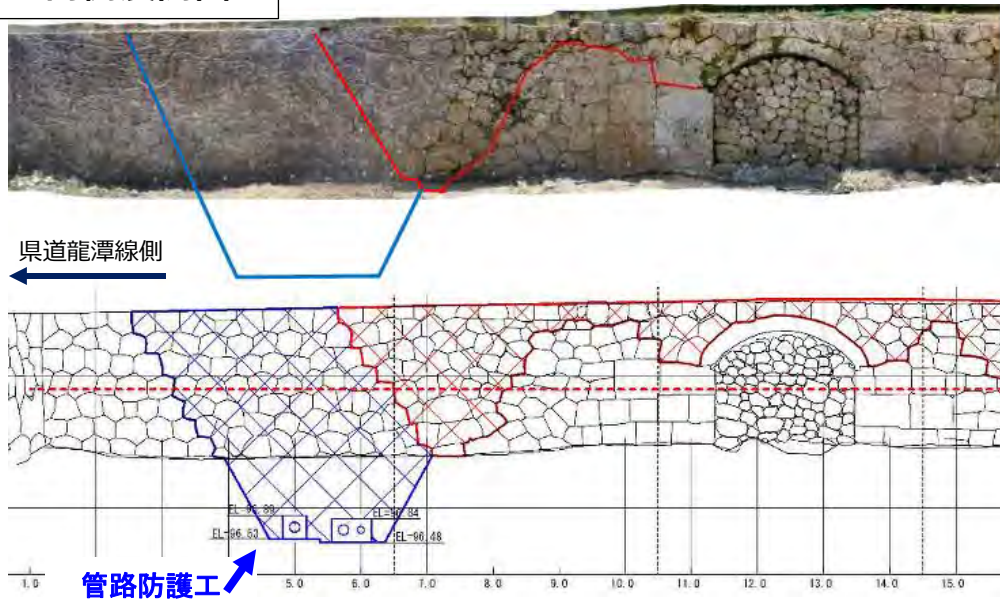
外側展開図



赤網掛け箇所：当初解体修復範囲

青網掛け箇所：追加（増）となる範囲

内側展開図

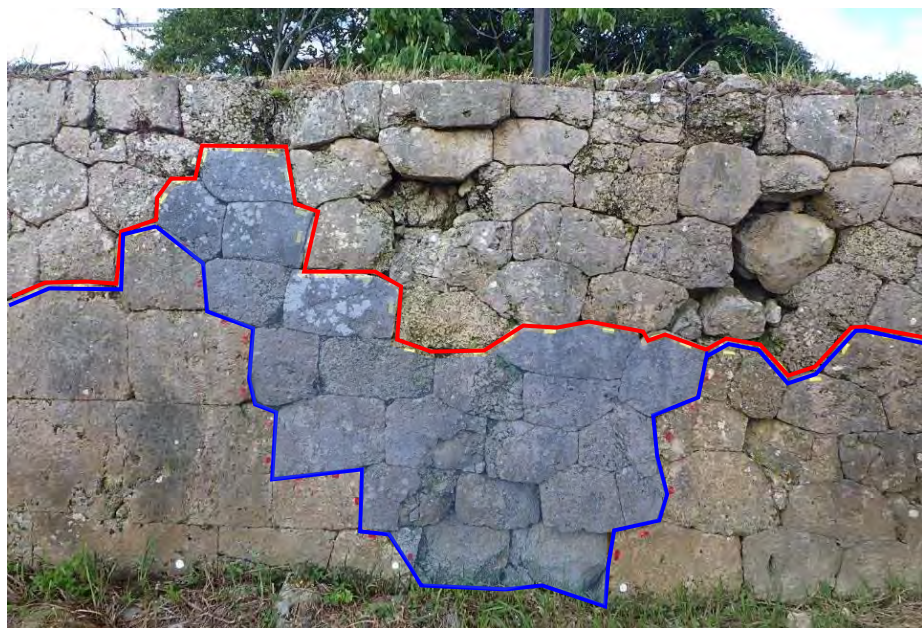
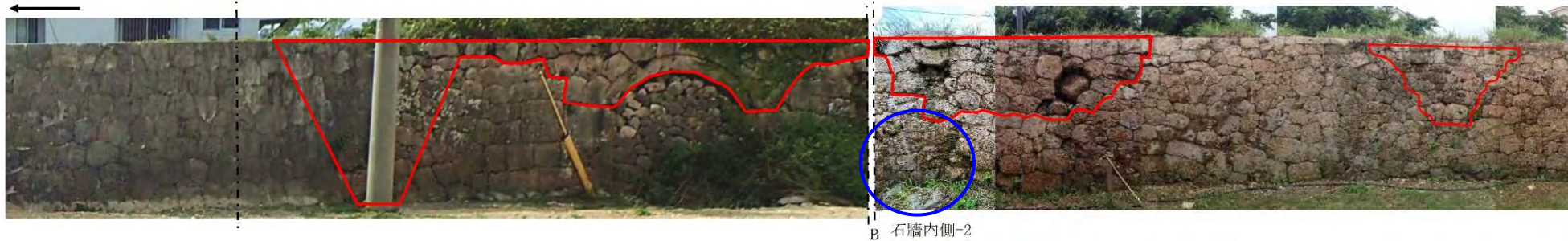


4. 解体範囲の一部変更について

(2) 変状箇所の確認に伴う追加

- ・工事実施前の草刈り後に、変状箇所が確認されたため、当該箇所も修復範囲に追加する必要がある。

① 石牆内側(解体修復範囲)
龍潭線



赤線箇所：当初解体修復範囲
青線箇所：変更増とする解体修復範囲



変状箇所の状況写真

4. 解体範囲の一部変更について

(3) 県道側のすりつけ処理について

- ・現状では、段違いが生じている。
- ・解体修復後は、段差違いが生じないように、修復箇所の石積勾配に併せて、**緩やかにすりつけ処理を行う**必要があるため、解体、修復範囲を増とする必要がある。



県道側、既設石積との段違い状況写真